コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　KOWA CO.,LTD.

最終更新日：2019年5月28日
株式会社幸和製作所
代表取締役社長 玉田　秀明
問合せ先：管理本部　072-238-0605
証券コード：7807
http://www.tacaof.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、「使う人が幸せを感じる、また心が豊かになる製品創り」という経営理念に基づいて、企業の健全性・透明性を確保し、企業価値の向上を図るためにも、コーポレート・ガバナンスの充実は重要な経営課題のひとつと認識しております。当社のコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方は、企業の社会的責任を果たしながら株主をはじめとするステークホルダーの立場に立って企業価値の増大と最大化を図ることを方針としております。また、当社はIR活動、株主総会等を通じて、株主と密接なコミュニケーションを図ることにより、アカウンタビリティを果たし、株主の信頼強化を図ると共に、コンプライアンスの遵守に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
㈱秀一	2,407,620	57.57
玉田栄一	264,000	6.30
玉田秀明	247,260	5.90
玉田京子	115,500	2.75
木根正裕	32,500	0.77
小西康晴	20,700	0.49
戸塚健一	15,900	0.37
新井文武	15,800	0.37
吉田和正	15,030	0.35
小菅英伸	10,800	0.25

支配株主（親会社を除く）の有無 更新	㈱秀一
親会社の有無	なし

補足説明 更新

㈱秀一は当社代表取締役社長である玉田秀明の資産管理を目的とする会社であり、玉田秀明およびその近親者で全株式を保有しております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 JASDAQ
決算期 更新	2 月
業種 更新	その他製品
直前事業年度末における（連結）従業員数 更新	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

支配株主との取引については、第三者による取引条件の妥当性を確認するなど、当社との関連を有さない第三者との取引における通常の一般的取引と同様の適切な条件とすることを基本方針としております。また、支配株主との取引の承認は取締役会決議事項としており、監査役が取引の妥当性を検証することにより少数株主の権利を保護するよう努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	10 名
定款上の取締役の任期 更新	2 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤田　清文	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤田　清文	○	―――	弁護士としての高度な専門的知識を有し、上場企業での社外取締役および社外監査役としての経験と高い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から当社の経営に対して助言・意見をいただけると判断し、当社の社外取締役として選任いたしております。 また、当社と藤田清文氏との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
定款上の監査役の員数 更新	3 名
監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役および内部監査室は、月次で監査ミーティングを開催し、それぞれの監査計画に沿った監査内容を報告し、意見交換および相互補完することにより連携を図っております。また、会計監査人との連携については、定期的に会計監査人との監査計画および監査結果についてミーティングを実施し、情報や意見の交換を行っております。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の人数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小島　幸保	弁護士													
三村　淳司	公認会計士										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小島　幸保	○	―――	弁護士としての高度な専門的知識を有し、当社の監査体制の強化に適していると判断し、社外監査役として選任しております。 また、当社と小島幸保氏との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し独立役員として指定しております。

三村　淳司		社外監査役の三村氏は、2012年まで当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人の従業員でありました。当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しておりますが、三村氏は現在、新日本有限責任監査法人との関係はありません。また、三村氏が個人経営をしている三村公認会計士事務所ともコンサルティング契約が発生していましたが、取引金額は僅少であり、2013年6月に取引を終了しております。従って株主･投資家の判断に影響を及ぼすおそれがないと判断しております。	公認会計士および税理士としての高度な専門的知識を有し、当社の監査体制の強化に適していると判断し、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、業績連動賞与制度を導入しており、業務執行取締役の評価については利益実績を評価と連動することとなっております。また、企業価値や株価の向上を意識した経営を行い株主との利害を共有化する目的でストックオプション制度を導入しております。なお、提出日時点での業務執行取締役への付与数は102,000株となっております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明 更新

業績向上に対する意欲や士気を一層高め、適正な経営に対して意識を高め企業価値向上に関与していくことを目的としています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

報酬額の総額が1億円以上の者が存在していないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員に対する報酬等の金額を、2014年11月25日開催の臨時株主総会にてご承認を頂いた報酬限度額の範囲内で、業績と連動する方針に沿って当社の定める基準に基づき取締役会の決議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役については、取締役会において十分な議論に資する為、必要に応じて取締役会の開催前に取締役会の事務局である総務部より十分な説明を行っております。また、社外監査役については、常勤監査役が中心となり必要な情報や資料等を提供しサポートを行っております。

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要）

更新

･取締役会

取締役会は、取締役会の監督機能を強化する為に選任された社外取締役1名を含む取締役6名で構成され、毎月1回の定例取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令および取締役会規程で定められた事項、経営に関する重要事項の承認および業務執行の監督を行っております。

･経営会議

経営会議は本社経営会議と子会社経営状況報告会から構成されております。本社経営会議は、全取締役、全監査役および執行役員ならびに会議の進行の上必要となる部門長（東莞幸和家庭日用品有限公司を含む）が参加し、月1回開催しております。子会社経営状況報告会は、本社社長、副社長、および全本部長ならびに東莞幸和家庭日用品有限公司を除く子会社の社長および監査役が参加し、月1回開催しております。経営会議において、各本部･子会社からの業務執行状況および月次業績の報告と審議をおこなっております。

･監査役会

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成され、定時取締役会と同日に月1回開催しております。各監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席して意見を述べる等、コーポレート･ガバナンスの実効性を高めるように努めております。なお、社外監査役2名は公認会計士、弁護士の資格を有しており、それぞれの専門的な経験および見識に基づいた客観的な視点により監査機能の強化、充実を図っております。

･コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス基本規程に定めるコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持発展を行っており、代表取締役社長を委員長とし、常勤取締役および常勤監査役を委員として構成するコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに反するおそれのある行為や事実について対処および再発防止策等について評価検討を実施しております。また、同時にコンプライアンス委員会の管轄として、内部通報システムを設置しており、当社における取締役、子会社総経理および従業員がそれらの行為や事実に気付いたときは、所定の通報窓口に通報できる制度を構築しており、弁護士である社外委員を直接の通報先とすることで、客観性を維持しております。

･内部監査室

当社の内部監査室は、社長直轄組織として専任の内部監査担当者を1名配置しており、承認された内部監査計画に基づき当社各部門および子会社を対象に業務執行状況や法令の順守状況について内部監査を行っております。内部監査の結果については、内部監査報告書を作成し、社長への報告と被監査部門への改善指示を行い、フォローアップ監査にて被監査部門の改善状況を確認しております。また、内部監査室、監査役および監査法人は、相互に連携を図るため、情報･意見交換を行い、監査の有効性･効率性を高めております。

･会計監査人

当社は、会計監査人として、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、監査を受けております。同監査法人および当社の監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

更新

当社は、実効性のあるコーポレート･ガバナンス機構を確保する為、監査役会設置会社として経営への監視体制および監査機能の強化を図っております。また、独立役員としての社外取締役1名および社外監査役1名の計2名を選任しており、取締役の業務執行に対して客観的立場での意見と監督機能の強化も実施しております。当社は、上記の内容にてコンプライアンス体制の充実に寄与し十分に機能していると考えており、それゆえ現状のコーポレート･ガバナンス体制を採用しさらなる強化を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主への株主総会招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算日は2月末日であり、定時株主総会は5月に開催しております。従って集中日は回避できていると認識しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の検討事項と考えております。
招集通知（要約）の英文での提供	今後の検討事項と考えております。
その他	当社は、円滑な株主総会の運用に向けて、当社ホームページへの招集通知の掲載を実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IR方針を作成し、当社ホームページにて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに会社説明会を随時実施する方針であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに会社説明会を随時実施する方針であり、証券取引所や証券会社が主催する合同IR説明会にも積極的に参加する方針であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにIRサイトを設置し、投資家向けの情報および資料を適時に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部経営企画部がIR担当部署となります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、グループ会社の社員および役員に適用され、業務を倫理的かつ適法に行うことを示したものである行動規範となるコード・オブ・コンダクトを指針としており、その中で「ビジネスモラルの順守」の項目を掲げ、公正かつ合法的な取引を行うように定めております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、企業活動を通じて高齢者の社会生活の向上を目指しており、企業活動に邁進することが社会の持続的発展に貢献するCSR活動であると考えております。その他の社会貢献活動については、今後検討すべき事項であると考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、当社のステークホルダーに対して、適時に企業情報を提供することが重要であると認識しており、ホームページ及び適時開示を通じて、適切な情報開示に努めて参ります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、ステークホルダーの信頼を得られる誠実で透明性の高い経営実現のため、会社法および会社法施行規則に基づき、当会社およびグループ企業からなる業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。

1．グループ全体における業務の適正性を確保するための基本方針

当会社は、経営理念をすべての企業活動の基本とする。

(1) 経営理念

私たちは、明日の笑顔のため、すべての人に「愛と感動と勇気」を与えます。

私たちは、使う人が幸せを感じる、また心が豊かになる製品創りを目指します。

(2) 当会社は、経営理念の実践をより実効的にするため行動規範を制定し、組織内への浸透を図る。

2．当会社グループにおける取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当会社グループは、コンプライアンス体制の基礎として、コード･オブ･コンダクト(行動規範)を制定し社内に周知するとともに、倫理的かつ適法に行動するための方針としてコンプライアンス基本規程を定め、法令･定款を遵守する。

(2) 当会社グループにおける取締役および子会社総経理は、コード･オブ･コンダクト(行動規範)に則った行動を率先して行い、企業組織内への法令遵守および企業倫理の浸透を図る。

(3) 当会社グループにおける取締役および子会社総経理は、定期的に職務の遂行状況を取締役会に報告し、重要事項について取締役間で意思疎通を図り合理的な決定を行う。

(4) 当会社取締役は、相互に職務執行を監督するとともに、関係会社管理責任者(管理本部長)が子会社総経理の職務執行を監督する。

(5) 当会社グループにおける使用人は、就業規則の定めに従い誠実に行動する。

(6) 当会社グループにおける取締役、子会社総経理および使用人は、監査役からの求めに応じ、職務の遂行状況を監査役に報告する。

(7) 監査役は、取締役会に出席することで、当社グループにおける取締役および子会社総経理の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する。

(8) 監査役は、当会社グループにおける取締役および子会社総経理の適法性監査を実施する。

(9) 内部監査室は、当会社グループにおける業務執行部門の職務の執行状況を監査し、体制の整備や改善について代表取締役社長に対して報告を行う。

(10) 当会社グループは、コンプライアンス基本規程の定めるコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持発展を行う。

(11) コンプライアンスに反するおそれのある行為や事実についての相談、通報体制を設け、当会社グループにおける取締役、子会社総経理および使用人がそれらの行為や事実に気付いたときは、所定の通報窓口に通報できる仕組を構築する。当会社は、通報の内容を厳重秘守し、通報者に対して不利益な取扱いを行わない。

(12) 当会社グループは、反社会的勢力との関係を一切遮断し、同勢力排除のため社内の体制を整備する。

3．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報につき「文書管理規程」その他関連する社内規程に従い、適切に保存および管理を行う。

(2) 上記の情報の保存および管理は、当該情報を取締役･監査役が閲覧できるものとする。

4．当会社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当会社グループは、今後発生しうる様々なリスクについて、個々の損失の危機管理に関するリスク管理規程を制定し、管理の実効性を高めるためリスク管理委員会を設置する。

5．当会社グループにおける取締役、子会社総経理の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当会社グループにおける中期経営計画および年度計画に基づく部門計画を策定し、担当取締役は部門計画が効率的に実行されるように指揮･監督する。

(2) 取締役会は、定期的にそれぞれの当会社グループにおける取締役、子会社総経理の職務の執行状況について報告を求め、その効率性について監督する。

(3) 職務の執行にあたっては、定期的に当会社グループにおける取締役、子会社総経理および事業部門長で構成される経営会議を開催することにより、意思決定を迅速かつ効率的に実施する。

6．当会社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(子会社の総経理等の職務の執行に係る事項の当会社への報告に関する体制を含む)

(1) 取締役会は、定期的に企業グループの業務の執行状況について担当取締役および子会社総経理から報告を受け、継続的に管理体制の改善および向上に努める。

(2) 監査役および内部監査室は、定期的に企業グループの監査を実施し、必要があれば、管理体制の改善を取締役会に求める。

(3) 当会社は、子会社における業務の適正を確保するために、当会社による決裁制度および当会社に対する報告制度を設け子会社の経営管理を行う。また、当会社グループとしての財務報告の信頼性に関して合理的な保証を得るため、内部統制制度を構築し運用を行い、その有効性評価のために内部監査体制を構築する。

7．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役を補助する使用人を監査役が必要と認める場合、監査役の要請に従い人員を配置する。

(2) 当該使用人の人事評価、人事異動、懲戒処分については、監査役の同意を得た上で行う。

(3) 当該使用人は、監査役の指揮命令に従うものとする。

8．当会社グループにおける取締役、子会社総経理および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、ならびに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制「監査役への報告基準」を制定し、これに基づき、当会社グループの取締役、子会社総経理および使用人(これらの者から報告を受けた者を含む。)は、当会社の監査役に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止する。

9．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当会社に対し費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 内部監査部門との連携、代表取締役との意見交換、重要な会議への出席および議事録の閲覧等、監査役監査が実効的に行われる体制を確保する。

(2) 取締役および使用人は、当社当会社ならびに子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき、または法令違反のおそれがある場合には、直ちに監査役に報告すべきものとする。また、監査役からの要求があるときは、必要な書類を添えて説明することとし、監

査役からの指摘事項は関係者に遅滞なく報告を行う。
(3) 監査役会または監査役は、必要に応じて会計監査人に対して会計監査の内容について説明を求めることができる。
11. 適正な財務報告を実現するための体制
(1) 会計基準その他の関連法規を遵守し、社内規程である経理規程をはじめとする関連規程も遵守した適正な会計処理を行う。
(2) 当会社の財務報告は、株主等のステークホルダーに資する財務情報となるよう適時開示し、情報開示の透明性および公正性を確保する。
(3) 財務報告に係るシステムの構築(文書化等の実務対応)のため、全社統制、決算財務プロセス、業務プロセス、IT統制ごとに責任者を選任し、適切な整備・運用に努める。
(4) 財務報告に係るシステム構築の責任者および実務担当者に対し、外部セミナーの参加等、必要な教育を実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「反社会的勢力対応規程」を定めており、社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除する姿勢を示しております。
また、新規取引先はもちろん、既存取引先、株主、役員および従業員についても年1回の頻度にて検索サービスおよび外部調査機関による調査を行っており、反社会的勢力との関係が発生しないよう未然の防止に努めております。なお、「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、役員および従業員に対して対応を行う際の具体的な注意点と対応例を示しており、必要に応じて、顧問弁護士や警察等の専門家に相談し、適切な措置を講じる体制を整備しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新	なし

該当項目に関する補足説明 更新

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項 更新

―――

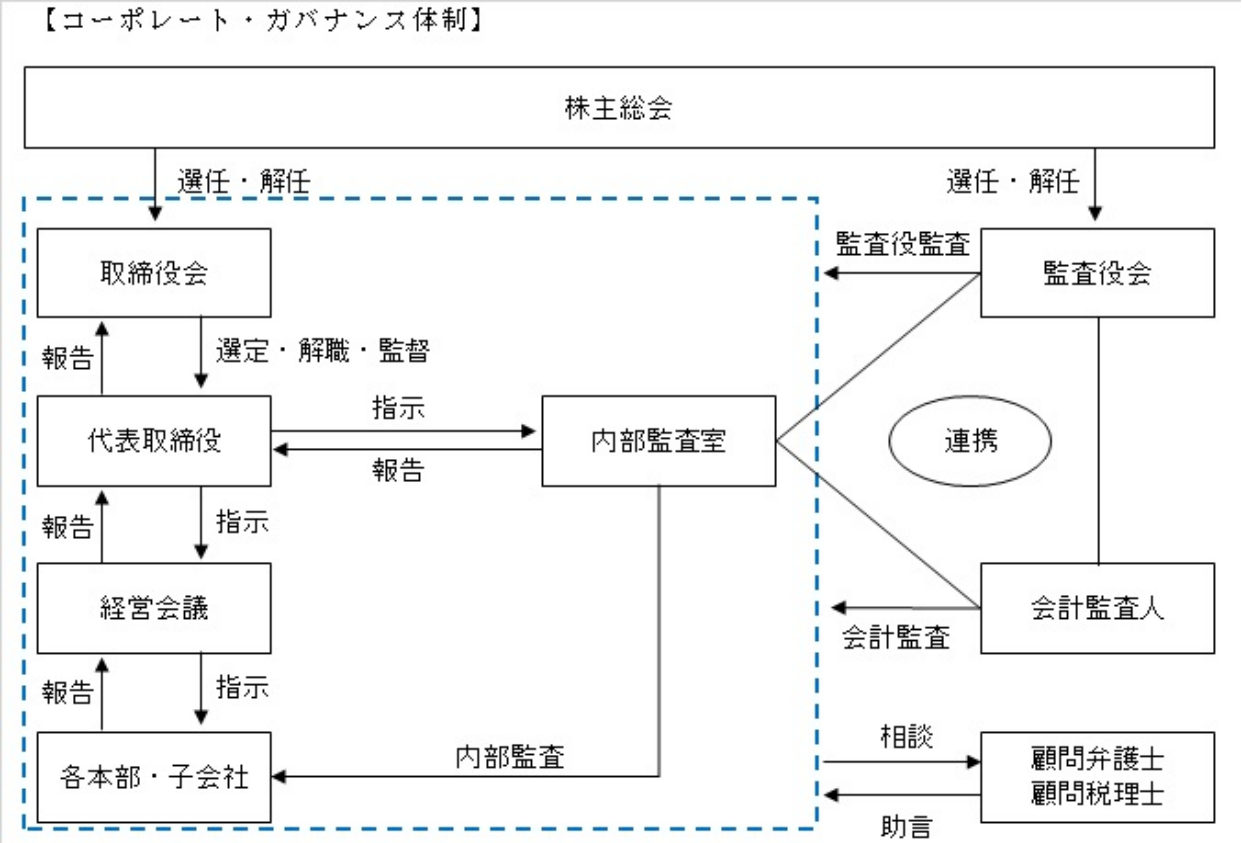

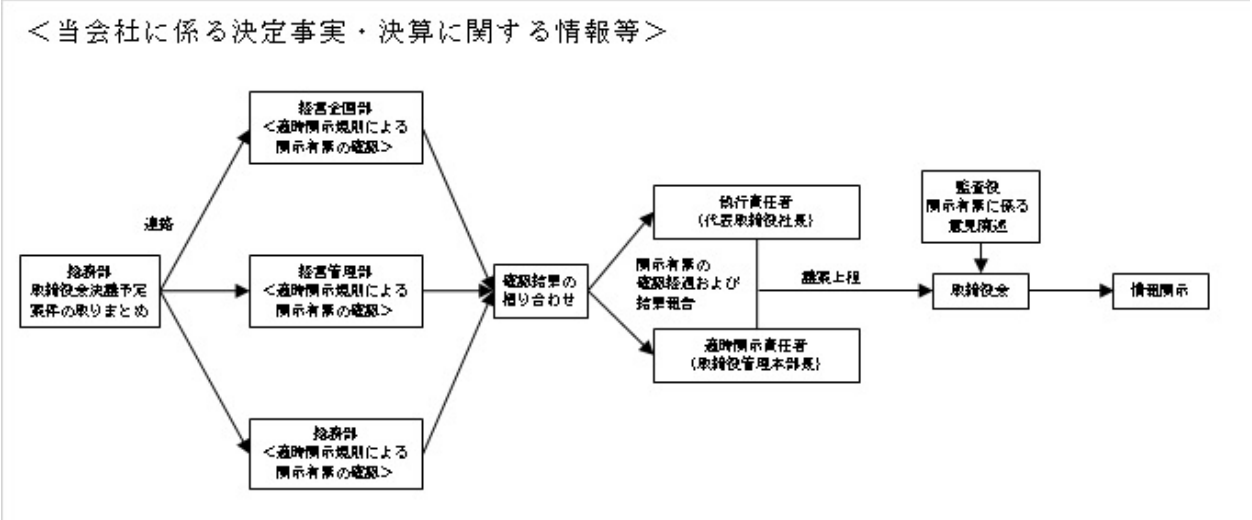

＜子会社等の決定事実に関する情報＞

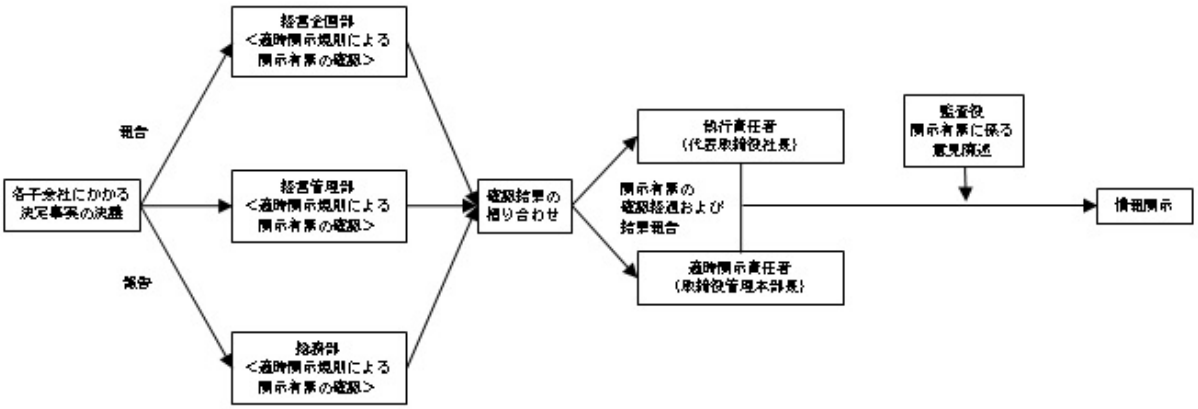

＜当会社グループに係る発生事実に関する情報＞

